

電気通信事業紛争処理委員会（第105回）議事録

1 日時

平成22年3月30日(火) 午前10時00分から午前11時15分まで

2 場所

11階会議室（総務省11階）

3 出席者

(1) 委員

龍岡 資晃（委員長）、坂庭 好一（委員長代理）、尾畑 裕、富沢 木実、
 淵上 玲子（以上5名）

(2) 特別委員

小野 武美、白井 宏、寺澤 幸裕、樋口 一夫、森 由美子、山本 和彦、
 若林 亜理砂（以上7名）

(3) 事務局

田口 和也 事務局長、井上 知義 参事官、福田 雅樹 上席調査専門官、
 植松 利紗 上席調査専門官、幾田 祐司 上席調査専門官

(4) 総務省（総合通信基盤局）

福岡 徹 電気通信事業部長、淵江 淳 事業政策課長、
 大塚 康裕 事業政策課課長補佐

(5) 総務省（情報通信国際戦略局）

吉田 正彦 融合戦略企画官、大澤 健 情報通信政策課参事官補佐

4 議題及び議事概要

(1) 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令について【公開】

総合通信基盤局から、西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令を受けて同社
 が提出した業務改善計画について説明を受け、意見交換を行った。

(2) 放送法等の一部を改正する法律案について【公開】

情報通信国際戦略局から、放送法等の一部を改正する法律案について説明を受け、

意見交換を行った。

(3) 平成21年度年次報告(案)の審議【公開】

平成21年度年次報告(案)について審議を行った。

(4) その他【公開】

事務局から次回委員会の開催予定について説明を受けた。

5 議事内容

<開会【公開】>

【龍岡委員長】 ただいまから電気通信事業紛争処理委員会の第105回会議を開催いたします。

本日は5名の委員が出席しておられますので、定足数を満たしております。また、特別委員は7名御出席の予定であります。1名遅れておられますが、6名の方は既に出席していただいております。

<議題(1) 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令について【公開】>

【龍岡委員長】 それでは、これから議事に入りますが、議題1は「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令について」であります。本件につきましては、総合通信基盤局より御説明をいただきます。

よろしく願いいたします。

【淵江事業政策課長】 それでは、資料に基づいて御説明させていただきます。資料1「西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令について」でございます。

1ページを開けていただきまして、経緯でございます。昨年11月18日にNTT西日本において、利用者情報を地域子会社に不適切に提供した事件が発覚しました。次のページに概要が書いてございます。平成21年8月から10月にかけて、NTT西日本の従業員が、同社が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して入手した他の電気通信事業者への電話番号移転に関する情報を、株式会社NTT西日本一兵庫の従業員に提供し、次いで株式会社NTT西日本一兵庫の従業員が販売代理店に提供したという事案でございます。

また戻っていただきまして、この事件がわかりましたので、同日付で、総務省といたし

ましては、電気通信事業法第166条第1項の規定により報告の徴収をいたしまして、1月27日、NTT西日本より報告を受けました。本年の1月28日に電気通信事業紛争処理委員会に諮問をさせていただき、2月4日に御答申をいただきました。

答申の概要は2ページの3にございます。電気通信事業紛争処理委員会における審議の結果、諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、適当である。ただし、命令に当たっては以下の点に留意されたい。

1、NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT西日本がその立場を十分に認識しつつ命令を確実に履行するように注視すべきこと。

2、NTT西日本及び地域子会社等における「法令等の遵守が徹底される体制の構築」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。①社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。②客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。

以上を踏まえまして、元に戻っていただきますが、2の業務改善命令の概要です。同日付、平成22年2月4日、電気通信事業紛争処理委員会からの答申を受けまして、NTT西日本に対し、電気通信事業法第29条第1項第12条の規定に基づき、以下のとおり業務の方法の改善その他の措置をとることを命じました。

1、他の事業者等に関する情報について、閲覧及び取出しの対象となる情報が、業務上必要な範囲にとどまるよう顧客情報管理システムを見直すこと。

2、顧客からの問い合わせ・注文対応等、他の事業者等に関する情報を個別に取り扱うものであって、当該情報を取り扱うことについて合理的な理由が認められる場合を除き、他の事業者等に関する情報を自社が提供する役務の営業に係る一切の行為から隔絶させるために必要な措置を講ずることとし、特に、自社が提供する役務の営業に携わる部門において、他の事業者等に関する情報が取り扱われない体制を構築すること。

3、他の事業者等に関する情報の適正な取り扱いを確保するための社内規程等について検証し、規程の再整備等所要の措置を講ずるなど、法令等の遵守が徹底される体制をNTT西日本において構築し、また、NTT西日本が他の事業者等に関する情報の取扱いに係る業務の委託を行う会社（地域子会社等）において構築させること。

4、他の事業者等に関する情報の不適切な取扱いがあった場合に、これを迅速に把握し、

是正するため、NTT西日本及び地域子会社等による自主点検の拡充、NTT西日本による地域子会社等への監査の実施を含む実効的な監査・監督体制を構築すること。

5、以上につき、具体策及び実施時期を明記した業務改善計画を平成22年3月4日までに総務省に提出し、以後、業務改善計画の実施及び改善状況を取りまとめ、平成24年3月までの間、3カ月ごとに総務省に報告すること。

この業務改善命令につきまして、紛争処理委員会から留意点をいただきました。1につきましては、大臣より業務改善命令を交付する際に、貴社におかれましては、加入者網を保有する電気通信事業者であることを十分に自覚の上、今回の命令事項を確実に履行されたいと大臣から西日本にお話をいただきました。

留意事項2につきましては、直接事務方からNTT西日本に伝えたところでございます。両留意点につきましては、業務改善計画の3カ月ごとの報告のときに確認していきたいと考えてございます。

1枚めくっていただきまして、後ろから2枚目のページです。業務改善命令に基づきまして、NTT西日本より業務改善計画が本年2月26日に提出されたところでございます。その概要を御説明させていただきます。

1、顧客情報管理システムの見直しについて。すべての顧客情報管理システム端末からの他事業者サービス情報の抽出を不可とする。平成22年1月に実施いたしました。

顧客情報管理システム端末における他事業者サービス情報については、営業部門における閲覧を不可とする。同年5月実施予定。

顧客情報管理システムの閲覧の監査ログチェックを四半期ごとから毎月実施へ強化する。1月より実施します。

2、業務体制の見直し。営業部門において他事業者サービス情報を取り扱わない体制を構築するため、現在、営業部門で実施している受注等処理業務を設備部門へ移管する。5月実施予定。

上記の措置に伴い、営業部門における他事業者サービス情報の閲覧を不可とする。他事業者との協議後、速やかに実施する。

3、法令遵守体制の構築。他事業者情報・個人情報の目的外利用禁止など、法令等の遵守が徹底される体制の構築を目的として、社長直轄組織の「情報セキュリティ推進部」を設置する。同年4月実施予定。これは報道発表してございます。

他事業者情報の適正利用に関する研修内容の充実を図り、法令等の遵守を再度徹底する

取組を強化する。Web研修を同年1月実施済み、今後も随時実施する予定。

顧客情報保護に関する規程類を見直す。4月実施予定。

地域子会社等への業務委託に関する契約を整備する。4月実施予定。

4、監査・監督体制の構築について。顧客情報に関する点検及び公正競争遵守のための業務点検を充実・強化する。前者は4月以降実施予定、後者は2月までに実施済み。

本社調査部門による監査について監査項目を充実し、平成22年度中にすべての地域子会社等を対象に監査を実施する。4月以降実施予定。

5、業務改善計画の実施及び改善状況の報告について。1から4までの対処策を速やかに実行し、改善状況とあわせて、平成24年3月までの間、3箇月ごとに総務省へ報告する。

これにつきまして、総務省といたしましては、3箇月ごとに業務改善計画の実施状況、改善状況について確認していきたいと考えてございます。

以上、簡単ですが御報告させていただきます。

【龍岡委員長】 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

よろしいでしょうか。特にございませんか。

それでは、どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局退席)

<議題(2) 放送法等の一部を改正する法律案について【公開】>

【龍岡委員長】 次は、議題2「放送法等の一部を改正する法律案について」です。

本件につきましては、情報通信国際戦略局の吉田融合戦略企画官より御説明をいただきます。よろしくお願いたします。

【吉田融合戦略企画官】 情報通信国際戦略局の吉田と申します。

それでは、3月5日に閣議決定が行われ、国会に現在提出されております放送法等の一部を改正する法律案の概要について説明させていただきたいと思っております。

この概要につきましては、お手元に資料2-1、資料2-2をお配りしておりますので、これを御覧になりながら、これに沿って御説明させていただければと思っております。

まず、この法律でございますけれども、趣旨といたしまして、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制

度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度について所要の改正を行うということでございます。

その下に、通信・放送法体系の見直しとしてポンチ絵が入っておりますけれども、現行の通信・放送の体系を大きく見直します。それに伴いまして個別の改正も行うということでございます。この法体系の見直しは60年ぶりということで、放送法、電波法が昭和25年、1950年に制定されて以来の大きな改正で、このように書かれているわけでございます。デジタル化ということで、情報の流通が伝送路を問わない形になっているという形から、現行の縦割りの法体系を大きく機能別に再編成していこうという流れになってございます。

この体系でございますけれども、まず、放送関連で現行では4つの法律に分かれておりますものを放送法という形で一本化いたします。伝送のサービスにつきましては、電気通信事業法のほか、現在、有線放送電話法という法律もございますが、これも電気通信事業法で一本化を行うということでございます。それから、電気通信の設備、無線を使う場合には電波法、有線の設備を使う場合には有線電気通信法というインフラの基本的な法律がございまして、電波法については幾つか改正点がございますが、この法律は基本的にはこのままということで、こういう形で8本の既成の法律を4本の法律に組み替えるという体系の変化を行う予定をしております。

次に、この体系のもとで個別にどういう改正事項があるかでございますが、これにつきましては、資料2-1の2枚目以降に若干詳しく書いてございますので、そこに沿って御説明をしたいと思います。

まず、改正内容が一番多いのが放送法の改正になってございます。これは4法を統合することもございまして、かなり大きな改正になってございます。まず、放送の参入に係る制度の整理・統合と弾力化でございまして、放送について、今4つの法律で、例えば有線テレビジョン放送は有線テレビジョン放送法、無線の放送は放送法ということで、違った法律の体系でそれぞれ規制がなされているわけでございます。これを放送全体を放送法という形で規制を行うという枠組みをつくった上で、基幹放送（放送用に専ら又は優先的に割り当てられた周波数を使用する放送）と、それ以外の一般放送という区分に分ける形にさせていただきます。

これは字だけだとわかりにくいと思いますので、資料2-2も御覧いただければと思います。ここに書いてございますように、現行の放送法制では放送が無線通信の送信だけを

指している。それから、有線電気通信の送信は有線放送を指しておりますが、これ全体を放送という形で概念を組み立てた上で、今度は基幹放送と一般放送という区分を設けることにさせていただきます。

この基幹放送でございますけれども、地上波のテレビジョン、AM、FMラジオ、衛星放送のうちBS放送、110度CS放送といったものがここに入ることを予定しておりますけれども、特に地上波のテレビジョン放送、ラジオ放送につきましては、現行の放送法の規定ではハード・ソフト一致で、無線局の設置・運用のハードの部分と、実際に番組をつくって編集を行って送信の指示をするというソフトの部分については、同一の者が担うことが制度上要求されてございます。

これについて今回の改正では、地上基幹放送も含めまして、すべての放送についてハード・ソフトが一致してもいいし、分離して行ってもいいという制度を導入することが大きな改正の内容になってございます。そのために、無線局の免許と放送の業務の認定の手続を分離する制度を設けることにしております。

一方、今まで地上放送につきまして、ハード・ソフト一致ということで、電波法の免許を受ければ事業参加できるという制度でございましたので、分離をすべての放送に義務付けると規制が強化されてしまうのではないかという論点もございまして、ハード・ソフト一致を希望する地上放送事業者につきましては、引き続き電波法の免許のみで事業参加が可能であるという現行の制度も併用させる制度を導入してございます。

それから、一般放送ということで、それ以外の、現行ですと有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送、電気通信役務利用放送といった放送が対象になりまして、法律によって、例えば有線テレビジョン放送ですと施設設置の許可、電気通信役務利用放送で言えば業務の登録と、参加がさまざまな形になってございましたけど、これを原則登録、有線ラジオ放送とか小規模な有線テレビジョン放送といったものについては届出という形で制度の統合を行うことを予定してございます。

次に、放送法制につきましては、マスメディア集中排除原則といった原則がございまして、これは、2以上の放送事業者を支配してはいけないという原則でございまして、要するに2社目に出資する場合については、一定の範囲以下でなければいけないということが決められているわけでございます。これについては、従来、総務省令で具体的な内容を定めることにしてございました。これにつきまして、今回の法律の改正で基本的な部分については法律で規定を行う。その中で具体的な数値を総務省令で定めるという形での変更を行う

ということでございます。

3点目といたしましては、放送に関しまして、最近、放送中止事故等も頻発している状況もございまして、この再発防止のために設備の維持、重大事項が発生した場合に報告を義務付ける規定を整備することを盛り込むこととしております。

4番目といたしまして、放送番組の種別につきまして、番組調和原則という、総合編成を行う基幹放送ということで、今の地上テレビジョン放送や無料のBS放送が該当するわけでございますけど、これについて、この放送番組は例えば教育番組である、教養番組であるとか広告であるといったような形での種別を公表していただくという制度を導入することとしてございます。

5番目でございますけれども、有料放送について、提供条件の説明義務、これは電気通信事業法で消費者保護規定として盛り込まれているものでございますが、有料放送についても同様の制度を整備する。一方、料金約款の制度につきましては、基幹放送については届出制、一般放送については約款規制等は撤廃するという事で規制緩和を図る改正を予定してございます。

6番目が、この紛争処理委員会とかかわりある点でございますが、地上テレビジョン放送の再放送同意をめぐる紛争の迅速・円滑かつ専門的な解決に資するためということで、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の制度を整備することとしてございます。

これは少し解説いたしますと、現在、放送の再放送は元々の放送する側の同意を得て再放送することが放送法制で定められておりますけれども、特に再放送したいという側からすると、同意を出してもらえないと再放送を行うことができない。受信者のニーズ等もございまして、再放送したいときに同意を出す、出さないということで紛争が起こるケースがございまして。

現在、有線テレビジョン放送法の中で再放送同意をめぐる紛争が起こった場合に、総務大臣の裁定制度がございまして。これは、裁定する、しないということで、ある意味、単純な紛争の場合にはいいのですけれども、現在の再放送をめぐる紛争は、いろいろな条件をめぐる問題があったり内容的にも専門性が高まってきているということで、裁定制度まではいかないけれども、あっせん・仲裁といった形での紛争解決の制度を導入することが適当ではないかということでございまして、今回、こういう制度を盛り込むこととしたものでございます。

そのほか、放送の関連4法の統合に伴いまして、先ほども申しました放送の定義、電波

監理審議会の事務の整理等、NHKの経営委員会に係る規定改正等といった、かなり盛りだくさんな改正内容が盛り込まれてございます。

めくりまして3枚目でございます。次に、電波法の改正関係でございます。これにつきましては、まず、通信・放送両用無線局の制度を整備するという事で、現行の無線局の制度につきましては、基本的には1つの目的に使われる。変更については、非常に限定的に運用を行うということでございますけれども、通信・放送の連携といったことがかなり叫ばれる中で、無線局の主たる目的に支障のない範囲で1つの無線局を通信及び放送の双方の目的に利用することが可能となるように、無線局の免許制度を改正することを行います。

また、免許を受けた後に、許可を受けて無線局の目的を変更することも可能とする制度も導入することとしてございます。

それから、免許不要局の拡大ということございまして、電波を利用する無線局につきましては、現在、基本的には免許が必要。これは混信の防止等の目的でございますけれども、非常に微弱な電波を使う場合等につきましては免許を不要としております。この上限が現在0.01ワットで、これは例えば御家庭でコードレス電話を使う場合に一々免許を取っていたら大変といったこともございまして、こういう基準が設けられているわけでございます。最近の技術の進展によりまして、0.01ワットを上回る空中線電力でありましても、混信の防止機能等が備わっていれば混信等が起こることもないということございまして、こうしたものについて免許を受ける必要もないのではないかとということで、この上限を1ワットまで引き上げることを行うことにしています。

これにより、例えばかなり遠くまで届くワイヤレスマイクが免許不要になるとか、車の衝突を感知するためのレーダーといったようなものにつきまして、無線局の免許が要らなくなるということでございます。

3番目、携帯電話基地局の免許の包括化ございまして、携帯電話の基地局のうち、屋内に設置する小規模局ということで、これはフェムトセルと言われてございますけれども、スポット的に不感地域を解消するために基地局を設置する場合、数十万とか大規模で設置するというございまして、こういった場合、個別に免許申請が必要となると事業者にとっても負担が非常に大きいということで、これについては、まとめて免許を受ける包括免許という制度の対象とするとして、基地局ごとの個別免許は不要とする。あと、具体的にどこに設置したということをして事後届出で足りるという制度を導入することとしてござ

います。

そのほか、電波法の関係では、技術基準を策定する場合の申し出の制度、それから、電波監理審議会によって意見徴収が義務付けられたものについて、これを電波監理審議会の判断で意見徴収をするかしないかを定めることを任意化する制度。それから、無線局の定期検査制度について一部規制緩和を図る見直し。無線局に係る外資規制ということで、具体的には電気事業とかガス事業で無線を利用する場合の外資規制を撤廃するという内容になってございます。それから、技術基準適合命令制度の導入等を行うとともに、先ほど申しました放送関連4法で放送の定義も変わることから、放送関連4法の統合に伴う規定の整備を行うこととしてございます。

3点目、電気通信事業法の改正の関係でございます。(1)紛争処理機能の拡充ということで、この点もこの紛争処理委員会と関係がございまして、まず、内容といたしましては、コンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る紛争及び電気通信事業者間における鉄塔等の共用をめぐる紛争を電気通信紛争処理委員会のあつせん、または仲裁の対象とするなど、紛争処理機能の拡充を図るということでございます。

先ほども申しましたように、放送事業者の再放送同意をめぐる紛争処理等も、今回の改正により紛争処理委員会の対象になるということで、紛争処理委員会の名称を、まず、現在、電気通信事業紛争処理委員会とっておりますけれども、この法律の改正後には、電気通信紛争処理委員会と「事業」が取れる形で改称することとしてございます。

そして、紛争処理機能の拡充ということで、先ほどの放送法関係のものに加えまして、コンテンツ配信事業者は、電気通信事業法上は電気通信事業を行う者に当たるけれども、電気通信事業法の適用が原則としてないという適用除外の事業者という位置付けになってございます。この事業者と電気通信事業者との間で、例えば電気通信事業者の専用線を使いたいけれども、料金とか提供条件といった条件がうまく折り合わないといった紛争がございまして。

それから、電気通信事業者間における鉄塔等の共用をめぐる紛争は、携帯電話事業が一番典型的でございまして、携帯電話用の鉄塔は、特に今、環境保護地域でありますとか、自然保護が必要な地域であると、何本も立てられないということがありまして、ここに鉄塔を持っている事業者の鉄塔を、2社目、3社目の事業者も共用して使いたいというニーズがございまして、利用に関して条件がなかなか折り合わないといった紛争も起こっているという状況がございまして、こういったものにつきまして、この紛争処理委員

会のあっせん・仲裁の対象とすることが改正内容に盛り込まれてございます。

2点目といたしましては、二種指定事業者に係る接続会計制度の創設でございます。携帯電話の接続料の算定の適正性・透明性を担保し、競争事業者の多様なサービスの展開を促進する観点から、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して、接続会計の整理・収支の状況の公表を義務付けるといったことでございます。

この第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と申しますのは携帯電話事業者でございます。指定電気通信設備というのは、市場におきまして一定以上のシェアを持っている携帯電話事業になりますので、現状ではNTTドコモ、au、沖縄の場合には沖縄セルラーの3社になってございます。

そのほかといたしまして、基幹放送に加えて、基幹放送以外の無線通信の送信について電波法の免許を受けて行われる電気通信業務については、電気通信事業法における参入手続を届出とするとともに、放送関連4法の統合、有線放送電話に関する法律の廃止に伴う規定の整備。これは、有線放送電話法が廃止になるということでございますけれども、現に有線放送電話業務を行っている者については、経過措置として引き続きこれを行うことができるといった規定を残すこととしておりますので、そうした規定の内容を定めてございます。

最後に、附則といたしまして、マスメディア集中排除原則の制度のあり方についてでございます。これは放送法のマスメディア集中排除原則は、当然、放送事業に関わる場合のマスメディア集中排除でございますが、これにつきまして、さらに放送事業以外の新聞社、通信社、その他のニュース又は情報の頒布を業とする事業者と基幹放送事業者との関係、いわゆるクロスメディア所有規制と申してございますが、このあり方も含めて、幅広く検討を行うべきではないかということでございます。これについて検討を行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする、ということが附則に盛り込まれてございます。

少し駆け足でございますが、今回、国会に提出させていただいている放送法等の一部を改正する法律案の概要は以上でございます。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。

それでは、続いて事務局から参考資料の説明をお願いいたします。

【植松上席調査専門官】 それでは、事務局から補足説明としまして参考資料と書いてあります1枚ものについて御説明させていただきます。

上の緑の枠の部分は、先ほど吉田企画官から御説明いただきました法案の中で委員会に
関係するものをピックアップしたものでございます。細かい部分で1点補足させていただ
きますと、放送法関係の改正事項の②の部分で、地上放送の再放送同意をめぐる紛争につ
いて、総務大臣の裁定につきましては今も制度としてはありますが、その諮問先が今後、
審議会からこちらの委員会に変更になるという話もございます。

また、法律が成立した後、その施行に伴いまして、今後、関係する省令等が改正される
予定になっておりまして、委員会に關係する部分についての政省令を下の図にかいており
ます。政令につきましては2本で、委員会令と職員の退職管理に関する政令がござい
ます。その他、省令につきましては事務局の組織規則等の省令がござい
ます。これらは、今後改
正される予定になっております。

委員会決定につきましても、今回の紛争処理機能の拡大の部分と名前が変わるとい
う改正に伴いまして、今後電気通信事業の紛争処理委員会運営規程と仲裁準則の改正が必要と
なります。これについては委員会に諮りまして議決いただくこととなりますので、また別
途、この件についての御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

【富沢委員】 再放送同意に係る紛争とコンテンツ配信事業者と電気通信事業者との間
の紛争について当委員会で処理するとのことですが、コンテンツは言ってしまうと番組の
ことなので、例えば、番組を携帯電話に流すといったものも、この放送法の改正の
ところに出ている再放送同意に当たるのでしょうか。

【吉田融合戦略企画官】 そこまでは含まれないということで、あくまで、放送を放送
として流す場合にということでございます。

【富沢委員】 そうすると、今回の改正は、地上波で放送するのを難視聴のところなど
にケーブルテレビで再送信する場合の同意の話に限られるわけですね。

【吉田融合戦略企画官】 はい。現行法のもとでは、放送を放送として流す場合に限ら
れるということございまして、御懸念の点は、例えばそれをインターネットで動画配信
するとかいうことが対象になるかということだと思っておりますが、その点は今回のこの法律で
は対象になっていないということでございます。

【富沢委員】 放送番組を動画配信する場合、もしかすると、これから紛争があるかも

しれないと思われませんが、そういった紛争はあまりないのでしょうか。

【吉田融合戦略企画官】　そこは著作権の関係もございますので、動画配信をするかしないかは、一義的には放送事業者の判断になるかと思います。それを第三者が動画配信というのは、現時点ではそれほど発生していないのではないかと思います。

【富沢委員】　例えば、Y o u T u b eなどに勝手に番組をアップロードするというのは著作権の問題ですが、携帯電話事業者が、このテレビ番組は人気があるから流したいと思ってテレビ会社と相談したけれども同意が得られないとか、あるいは、同意は得られたけれども、料金や提供の仕方でもめることが、これからあるのだろうかと思ったのです。

【吉田融合戦略企画官】　そこについては、少なくとも今回の法律上、制度はこうしなければいけないということは設けられてございません。いずれにしても、再放送同意の今回の対象とはなっていないということです。

【富沢委員】　わかりました。どうもありがとうございます。

【龍岡委員長】　再放送の同意に係る紛争は実際にはかなりあるのでしょうか。

【大澤情報通信政策課参事官補佐】　昨年、調査した結果、534件ございます。イメージとしてとらえていただくとよろしいのが、全体として1,000件くらいございまして、そのうち500件くらいが同意を得られていない状態になっています。特にデジタルのものはそうなっているということです。アナログとデジタルで、これは商慣習上でございますけれども、別々に同意をとることになっていまして、アナログのテレビを再放送する場合とデジタルの放送を再放送する場合で別の同意を得ることになっております。アナログのほうは1,000件くらい同意が得られているのですが、デジタルが始まったのは平成15年以降ということもありまして、530件くらいは同意が得られていない状況です。

【龍岡委員長】　大臣が裁定される例もかなりあるのですか。

【大澤情報通信政策課参事官補佐】　この制度は昭和61年に創設された制度でございまして、それからこれまでに申請が出されたのが45件ございます。そのうち10件は申請が取り下げられましたけれども、そのほか35件につきましては、総務大臣の裁定になってございます。

【淵上委員】　同意をしない理由は主にどのようなことですか。

【大澤情報通信政策課参事官補佐】　この問題で一番多いのは、区域外再送信と、通称ですけれども言うておりまして、放送事業者の放送対象地域がございまして、そのスピルオーバーになっているような地域のケーブルテレビ事業者が、本来であれば、アン

テナを立てれば御試聴いただけるようなチャンネルについてケーブルテレビでも流したいといった御要望が多くございます。その場合、スピルオーバーしている地域の放送対象地域を放送エリアとしている放送事業者の経営に影響を与えるということが、不同意とする一番大きな理由であり、系列局の他の放送事業者の経営に影響を与えるということが一番多いところです。

【坂庭委員長代理】 今の再放送の話ですけれども、再放送の対象として地上テレビジョン放送だけが書かれています、それはどうしてでしょうか。ほかにもいくらでもありますよね。ラジオ放送とかでも再放送の対象にはなり得ますね。それに対して、なぜ地上テレビジョン放送だけが対象になるのか。

【吉田融合戦略企画官】 これは、地上テレビによる情報の伝達が各種ある放送の中でも日常生活に一番密着もしておりますし、特に重要なところではないかということと、ラジオ放送等の再放送は実態としてもそれほど多くないということもございます。あと、現行法制のもとでも、この対象になっているのが、裁定制度というのがございますのは、有線テレビジョン放送で地上波の放送で再放送する場合になってございます。

【坂庭委員長代理】 BSは問題にならないということですか。

【吉田融合戦略企画官】 BSの場合は、もともと全国で見られるということで、難視聴自体が生じていないこともございます。

【坂庭委員長代理】 単純に考えると、基幹放送の再送信と言ってしまうれば簡単と思っただけですが、そうではないのですね。

【吉田融合戦略企画官】 そこは立法論としては御議論あるところかと思えますけれども、特に一番必要なところについて制度をつくるのが適当ではないかということで、この新しい法制では地上波のテレビジョン放送を再送信する場合に限定しているということもでございます。

【樋口特別委員】 再放送の同意を求める申立権者は、お話だと放送事業者に限られることになるのでしょうか。

【大澤情報通信政策課参事官補佐】 放送法上の、現行規定でも新放送法でも同じですけれども、再放送の同意制度がございまして。裁定制度とかあっせん・仲裁の制度の前に同意制度がございまして、これは放送事業者が番組を編集している、それを一部カットされるとか、例えば7時のニュースの番組が12時に放送されてしまうとかということがないように、番組編集上の意図を保護しようということが目的になっている制度でございまして。

同意を求めるほうは、例えばケーブル事業者なり、再放送したい側でございますけれども、再放送の同意を与える側は、そういう意味では放送法上の放送事業者になっております。

【龍岡委員長】 ほか、いかがでしょうか。

【白井特別委員】 今ここで言っている、アナログ・デジタルの違いは放送形態の違いなのか、元のメディアの違いなのかがよくわからないのですが、例えば、アナログ放送をデジタル化して送る場合はデジタル放送になるのでしょうか。

【吉田融合戦略企画官】 そこにつきましては、少なくとも放送法制の考え方としましては、伝送路をデジタルの形態で通るものがデジタル放送でございますので、デジタル放送の対象として流すということであれば、法制上はデジタル放送となります。

【白井特別委員】 通信方式として変調をデジタルでやった場合という形ですね。

【吉田融合戦略企画官】 そういうことでございます。

【寺澤特別委員】 先ほどの番組編集上の意図を保護しようとするのが法律の趣旨だとすると、アナログをデジタルで流そうと、そこは編集上の意図は害されないのではないかという気がするのですが、そういうことではないのでしょうか。

【大澤情報通信政策課参事官補佐】 それは個別に、この同意制度の下では政府が最終的に同意書をケーブルテレビ事業者からいただいて、同意を得られているということを確認しますけれども、交渉する、協議をしているときには、完全に事業者間に任せておりますので、今言われたような御趣旨の判断につきましても放送事業者が判断するという事です。それが、番組編集上の意図を害するものであると判断されれば拒否するケースもございますでしょうし、そうではないと判断されれば同意を出すこともありますでしょうし、そこはケース・バイ・ケースです。

【寺澤特別委員】 そういうことを、例えば今度、こちらの委員会で仲裁あるいはあつせんの判断材料にしていくというイメージでよろしいですか。

【大澤情報通信政策課参事官補佐】 おっしゃるとおりです。

【白井特別委員】 もう1つ、電波法関係のことですけれども、この紛争委員会には関係ないのかもしれませんが、今日の御説明のところ質問したいのですけれども、よろしいでしょうか。

免許不要局の拡大について、空中線電力が一気に100倍になるというのが、何となくどきっとしたのですが、通常ですと空中線電力を上げれば混信・干渉が増える可能性があ

ります。技術の進展を考えれば、小電力で高品質の通信ができるようになるので免許不要局の空中線電力は減らすのかなと思ったのですが、むしろ上限を上げるということですので、何をねらってそういった改正をするのかと疑問に思ったのです。また、上限を上げることにより、干渉が増えるのが非常に心配です。

【吉田融合戦略企画官】 これは、1ワットまでのものすべてを免許不要局にすることではございません。今、免許不要局は一切どんなものであっても0.01ワット以下でないといけないという規定でございますが、免許の対象にするかしないかは干渉が起こるかどうかが一番重要でございます。

この0.01ワットを上回るものであっても、最近では混信が起こりそうだとほかの周波数に切り替えて混信を回避する機能を設けている無線局もございます。そうした機能を備えるものであれば、0.01ワットを超えてもいいのではないかと。諸外国を見た場合でも、0.01ワットを超えるようなものでも免許不要局としている例もございますので、そういった例も踏まえまして、最大限の上限を1ワットとした上で、混信防止のための機能が備わっている無線局について免許不要局の対象に加えるという趣旨でございます。

【白井特別委員】 わかりました。

最近、デジタルに変わって、ここで言っている電力の計算の仕方は変えていない、いわゆる搬送波の電力でこれを計算しているのですか。

【吉田融合戦略企画官】 そこは変わっていないと思います。

【白井特別委員】 というのは、デジタル化したことによって、最近、スペクトラムが非常に広がっていますので、電力の定義が非常にあいまいになってきています。普通のアナログ放送の電力の測定法と、デジタルの場合はスペクトラムが広がった分だけ実際には帯域が広いところで電力が送られているわけです。そうすると、いろいろなデジタル通信が行われることによって電力の定義が変わってきて、実は同じ電力であっても以前よりもたくさんの電力を実は送っているという可能性もあって、そういう形で考えないと心配であると考えます。

それから、空中線電力を上げたときにスプリアスの測定でもう少し厳密にするなどの附帯もなく、全体的に空中線電力を上げるという状況なのでしょうか。

【吉田融合戦略企画官】 そこは、もし必要がありましたら専門の担当から答えたほうが正確な回答かと思っておりますので、確認をさせていただければと思います。

【龍岡委員長】 ほかはございませんか。よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。これで議題2は終了とさせていただきます。

(情報通信国際戦略局退席)

<議題(3) 平成21年度年次報告(案)の審議【公開】>

【龍岡委員長】 それでは、議題3「平成21年度年次報告(案)の審議」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

【幾田上席調査専門官】 事務局の幾田でございます。議題3「平成21年度年次報告(案)の審議」について、御説明いたします。

初めに、今後の手続きも含めまして、全体の予定を事務局の希望として申し上げます。報告の内容は非常にボリュームがありますので、本日、この場で御意見をすべてちょうだいするのは難しいかと思えます。また、本日御欠席の特別委員もおられますので、本日の会議でいただきました意見のほか、改めて資料に目を通していただいた上で、追加で御意見、御質問等がございましたら、本日から1週間後の4月6日、火曜日までに電子メールにより事務局に御連絡いただければと思います。

いただきました御意見と、正式には明日が年度末日でございますので、最終的な状況を反映させた上で、事務局で最終案を作成いたしまして、4月に委員会として最終決定をしていただきます。現時点で、4月に本件以外で委員会の議題として予定しているものはございませんので、電子メールでの持ち回り決議という方法で審議していただきたいと考えております。

なお、委員会の決定ですので、その際は委員5名の方にお諮りをさせていただきます。

委員会として最終決定をしていただきましたら、事務局で総務大臣へ提出、その後、報道発表という段取りにさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それでは、資料3「平成21年度年次報告(案)」に沿って、御説明させていただきます。実際の報告書は分冊ではございませんが、本日は説明の便宜上、本編と資料編と参考資料編が別綴じとなっております。本文の説明の途中、資料編を適宜御参照いただければと思います。

まず、この報告書の位置付けでございますが、資料3の表紙の枠内に記載しておりますとおり、電気通信事業紛争処理委員会令第14条に基づき、平成21年度における電気通信事業紛争処理委員会の活動状況について総務大臣に報告するものでございます。

表紙をめくっていただきまして、表紙の裏に年次報告に関する根拠条文を記載しており

ます。上の○で、電気通信事業紛争処理委員会令の第14条「委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない」となっております。

ここでいいます総務省令というのは、その下の○の電気通信事業紛争処理委員会手続規則でして、その第3条におきまして、「令第十四条による報告は、国の会計年度経過後一月以内に」、つまり4月中に「当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする」と定められております。そのため、冒頭に申し上げたようなスケジュールとなります。

その下に、具体的な報告事項が一号から五号まで掲げてあります。一号から四号までが、あっせん及び仲裁の申請件数等の紛争処理の件数でございます。五号に「その他電気通信事業紛争処理委員会の事務に関し重要な事項」という規定がございます。この規定に基づきまして、従来から、あっせん・仲裁の件数だけではなく、諮問案件や委員会の活動全般を年次報告に盛り込んでおります。また、紛争処理の前提になる電気通信事業や政策の動向、関係資料等も盛り込んでおります。

次のページにいきまして、「はじめに」で平成21年度における委員会に関する状況を概観しております。「はじめに」の第2段落目でございますが、平成21年度における委員会の主な活動実績として、あっせん3件、総務大臣への答申1件を処理していただきましたこと、相談対応やウェブサイト等を通じた処理案件に関する情報提供により、事業者の疑問解消や紛争の未然防止に努めたこと、実態調査の実施等により、委員会の認知度、利便性の向上にも取り組んだことを記載しております。

「はじめに」の3段落目以降ですが、前回の第104回委員会で大臣部局から説明のありましたとおり、平成21年度におきましては、当委員会による紛争処理の対象範囲に関して、情報通信審議会から2つの答申が出されております。この答申を受けて、今月初めに、先ほど御説明のありました「放送法等の一部を改正する法律案」が今次国会に提出されておりますので、平成21年度における委員会に関する大きなトピックとして言及しております。

ページをめくっていただきまして、目次がございます。ここで年次報告全体の構成を見ていただければと思います。先ほどの「はじめに」に続きまして、本文では、第Ⅰ部として「平成21年度における委員会活動の状況」、第Ⅱ部として「委員会を取り巻く状況」、第Ⅲ部として「平成21年度における紛争処理の状況」、それから、「おわりに」となっております。

「資料編」として7つの資料と「参考資料編」として4つの参考資料をつけております。「資料」と「参考資料」の違いですが、本文で引用しているものを「資料」、引用してはおりませんが参考となるものを「参考資料」と位置付けております。

それでは、本文の御説明に入ります。

1 ページ目が第 I 部「平成 2 1 年度における委員会活動の状況」でございます。第 1 章は、「委員・特別委員の任命状況」です。平成 2 1 年度中、委員の異動はございませんでした。

ページをめくっていただきまして、2 ページ目が特別委員の異動状況でございます。平成 1 3 年の委員会発足当初から 8 年間、特別委員として御尽力いただきました瀬崎特別委員と長谷部特別委員のお二人が御退任されました。そして、新たに加藤特別委員と山本特別委員のお二人に御就任いただいたところでございます。

4 ページ以降が、第 2 章「委員会の開催状況」でございます。一番上に記載をしておりますとおり、平成 2 1 年度は本日の会議を含めて 1 0 回の委員会を開催しております。

7 ページになりますが、平成 2 1 年度における新規事項としまして、第 3 章「国際通信調停ワークショップへの出席」という章を設けております。概要につきましては、前回の第 1 0 4 回の委員会におきまして事務局から御説明させていただいたとおりですので、ここでの説明は省略させていただきます。

1 3 ページ以降が、第 4 章「委員会の機能強化に向けた取組」です。この章では、平成 2 1 年度に行いました紛争処理に関する情報収集や委員会の認知度、利便性の向上に関する取組について記載しております。

1 3 ページの「1 紛争処理に関する情報収集」では、「(1) 政策担当者からのヒアリング」として、前回の第 1 0 4 回委員会において大臣部局から説明を受けたことを記載しております。

また、1 5 ページの一番下の「(2) 委員会における電気通信事業者からのヒアリング」では、第 9 8 回の委員会におきまして、電気通信事業者から説明を受けたことを記載しております。

1 6 ページの「(3) 委員会における施設視察等」では、第 9 7 回委員会におきまして、NTT 東日本の通信用設備の視察を行ったことを記載しております。

「(4) 基礎資料の整備」では、今後の紛争処理に役立つ基礎資料の整備として、これは後ほど御覧いただければと思いますが、資料 4 の「電気通信の現状」ですとか、資料 5 の

「電気通信紛争処理用語集」につきまして、従前の内容を改定しまして、委員会のウェブサイトにおいて公開する旨を記載しております。

資料の101ページからが、今御説明しました電気通信紛争処理用語集の改訂版でございます。赤い丸印をつけているところがそうでございますが、新しい用語としまして31項目を追加いたしております。後ほど、御参照いただければと思います。

本文に戻りまして、16ページの中ほど、「2 委員会の認知度・利便性向上に向けた取組」では、「(1) 事務局職員による電気通信事業者からのヒアリング」で、平成21年7月から11月までの期間中、ISPを中心とした電気通信事業者数社に対し、電気通信事業者間協議の状況等についてヒアリングを実施したことを記載しております。

「(2) 事業者団体の機関紙等を利用した周知活動」では、事業者団体の御協力を得まして、各団体の機関紙やウェブサイトにて委員会の活動内容、過去の紛争処理事例及び電気通信事業者相談窓口等の記事を掲載したことと、委員会ウェブサイトへのリンク設定につきまして、新たに1事業者団体の御協力によりまして、当該団体のウェブサイトにてバナーを掲載したことを記載しております。

17ページの「(3) 各種会合における周知活動」ですが、全国5会場におきまして事務局職員による講演を行ったことを記載しております。

ページをめくっていただきまして、18ページの「(4) 電気通信事業者間紛争の実態調査の実施」ですが、平成21年10月から12月までの期間中、電気通信事業者5,000社に対して郵送による実態調査を実施いたしまして、1,304社から回答を得ております。また、調査実施に併せまして、委員会の概要資料を送付するなど委員会の周知・広報も行っております。

調査結果の概要を18ページでは文章で、19ページから21ページではグラフでお示ししております。グラフを使いまして、調査結果のポイントだけ御紹介させていただきます。

19ページの上のグラフでございますが、委員会の認知度に関する質問に対しまして、約3割の事業者が「委員会の名称を知っている」と回答しております。19ページの下の方のグラフで、委員会の名称を知っていると回答した事業者への認知経路に関する質問に対しては、「事業者団体経由」と回答した事業者が最も多くなっております。

19ページのグラフが示す結果の分析ですが、委員会の周知活動は主に事業者団体を經由して行っております。今回の調査対象としました事業者には、事業者団体に加盟してい

ない事業者が多く含まれておりまして、そのため委員会を「知らない」と回答した事業者が多かったのではないかと考えております。その意味では、今回の実態調査は委員会の認知につきまして、周知・広報という目的も兼ねて行いましたところ、事業者団体に加盟していない事業者に対する委員会の周知としても効果があったものと考えております。

ページをめくっていただきまして、20ページの上のグラフで、事業者間協議に関する質問では、「現在協議中または今後協議等を検討している案件はありますか」という質問に対して、グラフ中ほどの一番長い棒で「接続料の額や支払い方法」と回答した事業者が104社と一番多くなっております。次いで一番上、「中継系、IP網との接続」が78社、「電気通信役務の提供業務の委託」が76社となっております。

20ページの下側のグラフで、「現在協議中または今後検討の案件がある」と回答した事業者への、事業者間での協議が平行線となっているものの有無に関する質問に対しては、「ある」と回答した事業者が8%、14社ございました。

21ページの上側のグラフで、「事業者間での協議が平行線となっているものがある」と回答した事業者のうち、4分の3近くが「今後、あっせん又は仲介を利用したい」と回答しております。なお、「事業者間での協議が平行線となっているものがある」と回答した事業者を中心に事務局としてフォローアップを行いまして、必要に応じて相談対応を行ったところでございます。

22ページからは第Ⅱ部「委員会を取り巻く状況」で、第1章が「電気通信事業及び電気通信政策の動向」でございます。こちらの説明は時間の都合で省略させていただきますので、後ほど御参照いただければと思います。

ページをずっと飛ばしていただきまして、36ページを御覧ください。36ページから第2章「委員会の紛争処理機能の拡大」として、委員会の機能拡大についての検討状況について記載しております。前回の第104回委員会において、大臣部局より説明のありましたとおり、委員会による紛争処理の対象範囲に関して情報通信審議会から答申が出されております。

現在の状況としましては、39ページに「3 電気通信審議会答申後の状況」として記載しておりますとおり、総務省は答申を踏まえて、現行法の改正について検討を行い、「放送法等の一部を改正する法律案」として3月5日に国会に提出したところです。法案の内容につきましては、本日の委員会の議題2で、先ほど大臣部局から御説明をさせていただいたとおりでございます。

40ページからは、第Ⅲ部「平成21年度における紛争処理の状況」でございます。第1章が「紛争処理の概況」でございます。ここでは、委員会に処理していただきました紛争処理の状況を記載しております。「1 平成21年度における紛争処理件数」で記載しておりますとおり、委員会が受け付けたあっせんの申請は3件で、内訳としましては、「あっせんをしないものとした事件」が1件、「あっせんにより解決した事件」が1件、「申請が取り下げられた事件」が1件でございます。また、総務大臣からの諮問を受けて答申を行っていただいた事案が1件ございました。なお、仲裁事件と勧告はございませんでした。

43ページ以降が、第2章「あっせん事件の処理状況」でございます。平成21年度におけるあっせん事件3件につきまして、個別に記載させていただいております。内容につきましては、前回第104回委員会におきまして、「終了案件についての報告」として事務局から御説明した内容と重複いたしますので、ここでの説明は省略させていただきます。

なお、この年次報告書は公表いたしますので、個別のあっせん事件の内容につきましては、関係者の利益を害することのないよう、各事件の当事者から了解を得られた範囲内での記載ぶりとしております。御了解願います。

ページをめくっていただきまして、48ページ以降が、第3章「諮問事案の処理状況」でございます。こちらにつきましても、本日の委員会の議題1で大臣部局から説明をいただいたとおりでございますので、改めての説明は省略させていただきます。

本文の最後となります55ページの「おわりに」では、この報告書の結びとしまして、当委員会の紛争処理機能の拡大について改めて触れた上で、一番下の段落でございますが、「これまでの紛争処理の実績を活用しつつ、対象範囲の拡大によって見込まれる新たな紛争についても、ADR機関として求められている役割を果たすべく、迅速かつ円滑に解決できるよう、引き続き鋭意努力していく所存である」ということで締めくくらせていただいております。

資料の説明は以上でございます。時間の都合で説明を省略させていただいた箇所もございますし、この場ですぐに御意見、御質問を出していただくのも難しいかと思っておりますので、冒頭に申し上げましたとおり、御意見、御質問等がございましたら、4月6日の火曜日までに電子メールにより事務局に御連絡いただければ幸いです。

駆け足の説明になりまして大変申し訳ありませんでした。以上で説明を終わらせていただきます。

【龍岡委員長】 ありがとうございます。

手続、その他について、この段階で御質問等がありましたらどうぞ。

よろしいですか。

それでは、年次報告の今後の取り扱いについては、ただいま事務局から説明がありましたとおり、御意見がございましたら4月6日の火曜日までにメールなどで事務局に連絡していただきたいと思います。

また、年次報告の最終決定は、4月中に委員に対するメールにより持ち回り審議を行い、総務大臣に報告したいと思います。

よろしいですね。

それでは、以上をもちまして議題3を終了いたします。

<議題(4) その他【公開】>

【龍岡委員長】 次に、議題4ですけれども、その他ということですが、事務局から何かありますか。

【幾田上席調査専門官】 今、議題3で御説明させていただきました年次報告の最終決定の手続と、その後の委員会の開催につきましては、別途、正式に事務局より御案内をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

<閉会【公開】>

【龍岡委員長】 よろしいですか。そのほか何かございますか。

ないようですので、これで本日の会議を終了することにいたします。ありがとうございました。

—以上—